

院 内 掲 示

【 住 所 】

熊本市荒尾市川登 1 7 6 1 番地 2 4

【 名 称 】

医療法人社団 荒尾クリニック ふれあいクリニック

【 九州厚生局への届出事項に関する事項 】

当院は、次の施設基準の届出を行っています。

○ 有床診療所入院基本料（Ⅰ）

※当診療所は看護職員が 7 名以上勤務しています。

○ 夜間緊急体制確保加算

○ 夜間看護配置加算 2

○ 看護補助配置加算 1

○ 機能強化加算

○ 看取り加算

○ 有床診療所急性患者支援病床初期加算

○ 有床診療所在宅患者支援病床初期加算

○ 連携強化加算

○ 時間外対応加算 1

○ 外来感染対策向上加算

○ 外来後発医薬品使用体制加算 2

○ 在宅療養支援診療所 3

○ 在宅時医学総合管理料 及び 特定施設入居時等医学総合管理料

○ 運動器リハビリテーション(Ⅱ)

※ リハビリテーション初期加算（入院のみ）

○ 脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅲ）

※ リハビリテーション初期加算（入院のみ）

○ がん治療連携指導料

令和 6 年 6 月 1 日
医療法人社団 荒尾クリニック
ふれあいクリニック
院 長 江口 裕之

2025年（令和7年）4月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になりました

●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）
		令和7年4月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	510円
		指定難病患者・精神病床に1年以上越入院する患者
		300円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ (※1)	過去一年間の入院期間が90日以内
		240円
		過去一年間の入院期間が90日以上
		190円
該当なし	●低所得者Ⅰ (※2)	110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者
あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

保 険 外 費 用

○ <u>水薬容器(貸与)</u> (容器返されたら返金します)	大	90円
	小	55円
○ <u>軟膏容器</u>	大	33円
	小	22円
○ <u>オムツ(持参可)</u>	M	116円
	L	135円
○ <u>リハパンツ(持参可)</u>	M	110円
	L	120円
○ <u>尿とりパッド(持参可)</u>	大	65円
	小	45円
○ <u>テレビ代</u>	1日	230円
○ <u>テレビ代+冷蔵庫</u>	1日	360円

ふれあいクリニック